第５　第５期計画における重点的な取組

　第４期計画における取組状況と計画推進のための基本的事項を踏まえ，第５期

計画においては，以下の事項について重点的に取り組みます。

１　相談支援体制の充実と強化

　　障がいのある人が，地域において自立した日常生活や社会生活を送るため，多様化するニーズや課題に対応し，必要なサービスが利用できるよう，以下の点について取組を進めます。

　・　身近な存在である障害者相談員の活用の促進と活動の充実

　・　相談支援事業者における相談支援専門員の配置の充実

　・　基幹相談支援センターを中心とした，各相談支援事業所による，「親亡き後」など，将来についての不安解消を含めた相談支援体制の強化

　・　自立支援協議会を中心とし，市，相談支援事業者，サービス提供事業者，当事者および家族等の連携による相談体制の強化

　・　研修会や講座の開催等による，相談支援に携わる人材の育成とスキルの向上

２　障がいのある人の地域生活への移行の促進

　　福祉施設に入所している人や長期入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため，以下の点について取組を進めます。

　・　基幹相談支援センターを中心として，施設および相談支援事業所等と連携した障がい福祉サービス等の周知と地域移行，地域定着の促進

　・　共同生活援助（グループホーム）の新規整備や拡大について各種補助制度の

周知を図るなど，事業者への積極的な働きかけ

　・　差別や偏見のない，あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会

の実現に向けた取組の推進

３　地域社会の支え合い

　　地域生活に移行した人が，安心して自立した生活を営むことができるよう，以下の点について取組を進めます。

・　ノーマライゼーション推進事業の充実による，障がいに対する理解の普及および啓発

　・　国や自治体間での連携を進めるとともに，行政だけでは十分に対応できない

サービスを町会，関係団体等の地域で支え合い，補完できるような環境づくり

　・　国や自治体をはじめ，障がいのある人，市民，ボランティア，関係機関・団体などが相互に連携しながら施策を展開していく意識の醸成

・　避難行動要支援者名簿を基に，災害などの緊急に避難が必要な時に手助けが

必要な人に対し，地域で協力・連携して支援を行う仕組みづくりの推進

・　災害時に配慮が必要な障がい者等のための福祉避難所等の充実

４　障がいのある人の就労の促進

　　障がいのある人が，その程度にかかわらず，社会に参加し，収入を得て，生きがいを持って生活できるよう，個々のニーズや特性に配慮しながら，以下の点について取組を進めます。

・　函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センターなどとの連携の強化による一般就労の拡大

　・　就労移行支援や就労継続支援の事業所の拡大についての関係機関との協議

　・　農福連携など，さまざまな分野との連携による働く場の創出と社会参加および生きがいづくりの促進

　・　授産製品の受注機会の拡大等による工賃向上の促進

５　障がいのある子どもに対する支援の強化

　　障がいのある子どもおよびその保護者を支援するため，以下の点について取組を進めます。

　・　保健・医療・福祉・教育など関係機関相互の連携による障がいのある子どもの早期発見，早期支援体制の整備および各種サービスの量的拡大と質の確保

・　ライフステージに沿った，切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築

　・　子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある子どもが希望に沿った

利用ができるよう，保育所や認定こども園，放課後児童健全育成事業（放課後

児童クラブ）等における受け入れ体制の整備

　・　はこだて療育・自立支援センターにおける地域の中核的な支援施設としての

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化

　・　通常の学級や特別支援学級，通級指導教室において適切な指導・支援を行う

特別支援教育と関連機関との連携による，子ども一人ひとりのニーズに応じた支援の促進

６　権利擁護の推進

　　障がいのある人の権利と利益を擁護するため，以下の点について取組を進めます。

　・　障がいを理由とする差別の解消や障がいの特性に応じた必要な配慮などに関する普及・啓発

　・　虐待の未然防止や早期発見，適切な支援などにつなげるための，地域における関係機関等の協力体制の整備および支援体制の強化

　・　函館市成年後見センターによる成年後見制度の利用促進や，市民後見，法人後見の支援の推進

・　障がい福祉サービス等の事業所の職員に対し，権利擁護の視点も含めた研修の

充実や，過重な労働負担にならないための処遇改善等による職場環境の改善の

促進